

**第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
令和4年大市教委第3622号に関する部会会議 議事要旨**

1 日 時

令和5年4月10日（月曜日） 14時から14時35分まで

2 場 所

大阪市役所 7階市会第3委員会室

3 出席者

<委員>

市原滋比古部会長、内田純子部会長代理、井上寿美委員、宮光宗司委員（委員五十音順）

<大阪市教育委員会>

川本総務部長、有上連絡調整担当課長、松本総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について
- (3) その他

5 議 事

（有上課長）

ただいまから、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会、令和4年大市教委第3622号に関する部会、第1回会議を開催いたします。

本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます、教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長の有上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この第三者委員会は、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会の諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。

本部会につきましては、令和5年3月22日付で、教育委員会から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付で第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。

本日は、本部会の第1回の会議となりますが、まず部会委員の皆様を御紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定について御議論いただきます。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等について、御議論いただく予定としております。なお、事案の調査

審議を行うに当たりましては、当事者の個人情報等を取り扱うことになりますが、資料7の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、本部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議におきましても、委員の皆様の判断に基づき、ある時点から非公開とせざるを得ないと考えております。

それでは、部会長を始め、委員の皆様のお名前を御紹介させていただきます。

市原滋比古部会長です。井上寿美委員です。内田純子委員です。宮光宗司委員です。なお、本部会の部会長につきましては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第6条第3項の規定に基づき、令和5年3月22日付で、第三者委員会の藤木邦顕委員長により、市原滋比古委員が指名されておりますので、この場で御報告申し上げます。

また、部会長代理につきましては、あらかじめ市原部会長により、内田委員が指名されておりますことを、併せて御報告申し上げます。

続きまして、会議の開催に当たり、総務部長の川本より御挨拶申し上げます。

(川本総務部長)

皆さんこんにちは。この年度の替わりのお忙しい時期に、この部会に御参加いただきまして、どうもありがとうございます。また、何より本市の学校のいじめ対策に、第三者委員会の委員として御協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

大阪市教育委員会では、御案内のとおり、平成27年にいじめ対策基本方針を策定いたしまして、令和3年4月にこれを改正し、いじめ防止対策推進法の28条第1項の重大事態が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を行っていただいております。今回の案件につきましても、初動調査を昨年度実施いたしまして、保護者の方より詳細調査の御希望がございましたことから、本部会を設置いただくことになったものでございます。皆様方からも、専門的な見地からの御意見を賜りまして、当該事案への適切な対応はもちろんですけれども、今後の学校、それから教育委員会の対応につきましても検証いたしまして、改善に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ忌憚のない御意見等をしていただければと考えております。

簡単ではございますが、これで挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(有上課長)

ありがとうございました。

それでは、議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第6条第4項により、部会長が行うものと定めております。

それでは、恐れ入りますが、議事の進行の前に、市原部会長から一言お願い申し上げます。

(市原部会長)

部会長の市原です。初動調査は私と内田先生でさせていただきます、内容として難し

いところもある事案ではありますが、なるべく迅速に詳細な調査をできるかなと思っておりますので、皆様のお力添えよろしくお願いします。

(有上課長)

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行は、市原部会長にお願いしたいと存じます。

(市原部会長)

はい。市原です。それでは、審議に入りたいと思います。

まずは、議題１の運営要綱の策定についてですが、これまでに設置された部会の運営要綱を参考に、事務局において案を作成されているようですので、説明をお願いします。

(松本総務課長代理)

失礼いたします。総務課長代理の松本と申します。本部会の運営要綱案の御説明をいたします。

資料５をご覧ください。こちら、これまでに設置された部会の運営要綱と基本的に同じ内容で作成しております。まず第１条におきまして、本要綱の趣旨を定めています。

次に、第２条におきまして、大阪市教育局からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めています。

第３条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めています。

第４条では、会議の招集に関する手続について定めています。

第５条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続について定めています。

第６条では、議事の進行について、第７条で関係者の出席、第８条で調査の実施、第９条で議事録の作成について定めています。

第１０条において、部会は、調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしています。

第１１条では、委員の守秘義務を規定しています。

第１２条では、委員が、大阪市や調査事案の当事者との間に、利害関係が生じた場合の報告義務について規定しています。

第１３条では、本要綱に定めること以外に、部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めています。

説明は、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(市原部会長)

御説明ありがとうございました。

委員の先生方から、何か運営要綱について御質問ご意見、特にないですかね。ついては私からちょっと御質問なんですけど、これ事務局が出席されてさせてもらっていますけど、委員だけで行うことも当然あり得ますよね。

(松本総務課長代理)

はい。

(市原部会長)

それは、この中には規定されているのでしょうか。

(松本総務課長代理)

委員間協議の内容ということでしょうか。

(市原部会長)

はい。

(松本総務課長代理)

部会で御審議いただく際に委員間のみで実施される場合は、その旨おっしゃっていただきましたら、事務局は審議の中にはもちろん入りません。事務局は要請があれば入るんですけれども、そのあたりの明文化は、この要綱上はしておりません。

(市原部会長)

まあ13条に含まれるっていう理解なんですかね。分かりました。

要綱については、それぐらいでよろしいですか。

では、事務局から知らされた運営要綱案を採択して本部会の運営要綱といたします。

今、採択した運営要綱の中に、部会の公開についての規定がありましたが、全部会共通の傍聴要領についても、事務局から簡単に御説明いただけますでしょうか。

(松本総務課長代理)

では、引き続き私のほうから御説明いたします。

資料6をごらんください。

先ほど策定いただきました運営要綱第5条におきまして、本部会は、個人情報を取り扱う場合を除き、原則公開することとしております。

資料6の傍聴要領は、一定のルールの下で、市民の皆様に傍聴していただくというもので、第1項において傍聴に当たっての手續、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。

簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市原部会長)

ありがとうございました。

それでは、議題2の調査審議計画及び調査手法の検討についてに進み、調査対象事案の審議に入ってまいりたいと思います。

まずは、今後の調査審議計画について議論していきたいと考えますが、本件事案の内容を踏まえて検討することになりますので、資料7審議会等の設置及び運営に関する指針の2ページ、第7(1)のア、個人に関する情報に該当するものと考えます。よって、ただいまより本部からの会議を非公開の扱いにさせていただきたいと考えますが、御異議などございますか。

異議なしと認めます。以降の審議については非公開といたします。

- ・ 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- ・ 今後のスケジュールについて検討を行った。